

千曲市行政監査報告書

平成 30 年 7 月 30 日

千曲市監査委員

千曲市行政監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

第2 監査の対象

下記の抽出課における備品のうち取得価格10万円以上の備品

総務課、財政課、税務課、債権管理課、総合政策課、管財契約課、新幹線対策室、新庁舎建設室、環境課、廃棄物対策課、市民課、福祉課、人権・男女共同参画課、こども未来課、産業振興課、観光交流課、都市計画課、上下水道課、会計課、第2学校給食センター、歴史文化財センター

第3 監査の実施期間

平成29年11月16日(木)から平成30年7月23日(月)まで

第4 監査の目的

- ・地方自治法第239条の物品に含まれる備品については、地方財政法第8条で地方公共団体の財産の管理については、「常に良好な状態において、これを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない。」と規定されている。
- ・近年、事務事業や業務内容の多様化に伴い、各課(室)等で管理する備品の数量や種類の増加により、備品管理業務が煩雑化してきている。よって、備品が適正に管理され、有効に活用されているかどうかを検証し、効率的な事務の執行に資することを目的とする。

第5 監査の結果

1.管理状況

- ・重要物品については、自動車及び価格が100万円以上の物として、毎年度の財産に関する調書として登載されている。
- ・備品については、備品シールを貼付するとともに財務会計システム内に備品登録され所属別備品台帳一覧表により管理されていた。
- ・次の遊具については、都市公園台帳にも登載され、二重管理されていた。既に他の類似遊具については備品としての取扱いはされておらず、公園として一体管理されていることから、千曲市財務規則第214条第1項(1)に基づく建物付属設備等に該当するものとして備品からは除外する方向で検討されたい。

課	品名	規格	設置場所
都市計画課	大型遊具	いちごルーフコンビネーション	上山田南部公園
〃	〃	森のツリーハウス ニコニコフラ ワーコンビネーション	更埴中央公園
〃	その他遊具	ジャングルジム	桑原東区遊園地
〃	〃	滑り台	雨宮公園

2.保有状況

- ・備品台帳一覧表に基づき、現物確認したところ、確認できなかったものが、次とおり 28 点あった。

課	品名	取得年月日	取得金額
総務課	電子複写機	H.14.5.10	546,000 円
〃	映像機器	H.7.7.10	686,041 円
〃	その他電気器具	H.10.6.5	326,510 円
〃	印刷機	H.8.12.10	284,280 円
〃	印刷機	H.8.11.26	764,260 円
〃	治療・処置器具	H.17.11.1	199,500 円
〃	その他電気器具	H.10.5.27	168,000 円
税務課	パソコン	H.16.4.5	1,197,840 円
〃	パソコン	H.13.1.26	325,000 円
〃	その他印刷製本機器	H.16.3.31	202,650 円
〃	写真機	S.62.10.6	108,460 円
〃	その他電気器具	H.14.7.18	176,400 円
〃	パソコン	H.17.5.31	169,312 円
〃	パソコン	H.17.5.31	169,312 円
〃	パソコン	H.17.5.31	169,312 円
〃	パソコン	H.17.5.31	169,312 円
産業振興課	消火器具	H.19.3.23	341,250 円
〃	消火器具	H.19.3.23	341,250 円
〃	その他通信器具	S.22.6.14	223,000 円
〃	エアコン類	H.10.7.30	572,250 円
第 2 学校給食センター	家電製品	H.2.3.26	101,400 円
〃	運搬器具	H.14.3.29	246,750 円
〃	調理機械等	H.12.4.28	1,396,500 円
〃	調理機械等	S.55.5.20	455,000 円
〃	保管庫等	H.14.4.10	233,100 円

歴史文化財センター	雑具	H.9.3.25	123,600 円
〃	雑具	H.9.3.25	123,600 円
〃	その他電気器具	H.9.3.25	640,248 円
計			10,460,137 円

3.使用状況

- ・使用状況について、ヒアリングのうえ、現物確認したところ、老朽化や新たなものの購入等を原因とし長期間未使用のまま何ら手続きもされていないものが、次のとおり 12 点あった。

課	品名	原因 (※)	未使用となった時期
税務課	プリンター	②	平成 25 年頃
市民課	パソコン	⑤	平成 20 年頃
〃	その他電気器具	⑤	平成 14 年頃
廃棄物対策課	パソコン	⑤	平成 25 年頃
福祉課	自動二輪車・原動機付自転車	①、②	平成 24 年頃
観光交流課	その他空調器具	③	平成 24 年頃
上下水道課	その他計測機器等	②	平成 29 年頃
〃	特殊自動車	②	平成 10 年頃
第 2 学校給食センター	調理機械等	②	不明
〃	調理機械等	②	不明
〃	調理機械等	②	不明
〃	その他厨房機器	②	不明

(※) ①故障、②老朽化、③事業終了・活動中止、④一式管理のうち一部使用、⑤新たなものの購入等

第 6 監査意見

1.適正な管理と効率的な使用

- ・各課（室）等には、物品取扱員が置かれているものの、定期的に備品台帳と現物と突合や使用状況の確認が行われていないため、備品の不存在や長期間未使用の状況のまま保有されている実態が生じている。

よって、現物の確認ができないもの及び長期間未使用でかつ今後とも使用見込みのないものは速やかに不用決定のうえ廃棄処分されたい。

- ・また、上記状況を踏まえ、千曲市財務規則において、「物品取扱員は毎年備品の保有・使用状況を確認のうえ会計管理者に通知する」等条文を設け、管理の徹底を図るとともに効率的な使用に努められたい。

2.美術品等の管理

- ・備品台帳には登録されていないものの実際には備品として取扱うべきではないかと思われる美術品等が数多く存在しており、中には高額が予想されるものも見受けられる。

よって、これら貴重な財産を適正に管理していくためにも千曲市財務規則においてその取扱い（登載基準・鑑定評価等）を明確化しておく必要がある。

3.新庁舎への移転に伴う不用備品等の売払い

- ・平成31年度、新庁舎への移転を間近に控え、更埴・戸倉・上山田の3庁舎における不用備品等の発生が多数見込まれている。

については、これら不用備品等について、今後の使用見込み調査をはじめ、処分体制、処分方法（参加資格・売払価格・売払手法等）をあらかじめ検討し、円滑に事務が進むよう配慮されたい。